

〔指定管理者制度導入施設〕〔B調書〕

事業評価調書〔途中評価〕（令和4年度）

1. 施設の名称等

施設名称	土石流被災家屋保存公園
所在地	南島原市深江町丁2150番地

事業所管	地域振興部	地域づくり推進課
課（室）長名	宮本 浩次郎	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	3-2	地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る
	施策	4	しまや半島など地域活性化の推進
	事業群	⑤	地域振興のための自然資源の活用

2. 施設の概要

設置年月日	平成11年4月11日			
設置法令等	土石流被災家屋保存公園条例（平成11年3月24日）			
設置目的	雲仙普賢岳噴火による土石流被災家屋を保存し公園化することにより、災害のすさまじさとその教訓を後世に継承し、防災の重要性を県内外に伝え、又、県民の防災意識の高揚を促すことを目的とする。			
利用対象者等	主な利用対象：県民及び県外観光客			
施設内容	面積：6,187.44㎡ 展示場（テント構造）面積：1,207.27㎡ 家屋9棟（1棟移築）、うち展示場（テント構造）内に3棟を保存			
施設の利用料金体系	入場無料			
類似施設の設置状況	施設名		阿蘇火山博物館	桜島ビジターセンター
	入館料	中学生以上	880円	無料
		小学生	440円	
		65歳以上	700円	
		幼児	無料	
	利用者数（令和3年度実績）		45,386人	41,657人
	指定管理者制度導入		-	平成21年4月1日
	開設年月		昭和57年4月	昭和63年4月
施設延べ面積（敷地面積）		4,248㎡（5,522㎡）	596㎡（4,538㎡）	

区 分 (単位：千円)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (計画)
	財源				
国庫					
その他（県債）				18,700	29,600
一般財源	2,503	1,659	2,085	5,584	3,213
事業費＜A＞	2,503	1,659	2,085	24,284	32,813
内訳					
管理運営負担金	2,503	1,659	2,018	1,617	2,863
その他（定期点検、施設補修）			67	22,667	29,950
人件費＜B＞					
合計＜C=A+B＞	2,503	1,659	2,085	24,284	32,813
単位あたりコスト	7	5	17	227	137

（説明） 土石流被災家屋保存公園入場者1,000人あたりの費用
 = C ÷（道の駅「みずなし本陣ふかえ」利用者数＜単位：1,000人＞）

3. 指定管理者の概要

指定管理者の名称等	《所在地》	南島原市西有家町里坊96番地2	
	《名称》	南島原市	
	《代表者氏名》	松本 政博	
指定期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日		
業務	施設（設備）の維持・修繕等		
利用料金制	導入済 <input type="checkbox"/> 未導入 <input checked="" type="checkbox"/>	選定方法	公募 <input type="checkbox"/> 非公募 <input checked="" type="checkbox"/>

4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	① 入場者数		(目標値の根拠) ①過去5年間の実績平均 (万人単位に切り下げ)		〈令和4年度実施における変更点〉			
	②							
	③							
	実績		平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (計画)	
①	a 目標値	人	400,000	380,000	350,000	290,000	240,000	
	b 実績値	人	350,493	308,185	119,240	106,841		
	c 達成率b/a	%	87	81	34	36		
②	a 目標値							
	b 実績値							
	c 達成率b/a	%						
③	a 目標値							
	b 実績値							
	c 達成率b/a	%						
指定管理者の収支状況		事業計画 (R3) (千円) 実績-計画		平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (計画)
利用料金			0					
県負担金			1,617	2,503	1,659	2,018	1,617	2,863
その他			0					
収入計a	0	1,617	2,503	1,659	2,018	1,617	2,863	
支出b		1,617	2,503	1,659	2,018	1,617	2,863	
うち人件費		0	0	0	0	0	0	
収支a-b	0	0	0	0	0	0	0	
配置職員数	常勤	0	0	常勤	0	常勤	0	常勤
(人)	非常勤	0	0	非常勤	0	非常勤	0	非常勤

※この収支は指定管理者が行う管理運営にかかるものであり、この他に県が直接負担したのものとしては、「2 施設の概要」の「県予算」の「その他」がある。

5. 令和3年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況	計 画	実 績
	<p>〈指定管理者実施分〉</p> <p>①施設及び付属施設等の維持及び修繕は、基本協定書による。</p> <p>②非常時、緊急時には、施設利用者の安全確保を図ることとし、通常時より施設・設備の保守点検及び関係機関との連絡調整を行う。</p>	<p>〈指定管理者実施分〉</p> <p>①公園及び展示場の施設・設備の維持及び修繕は協定書に基づき適正に行われた。</p> <p>②施設利用者の安全確保のため施設内の安全確保が図られるとともに、施設・設備の保守点検等が適正に実施された。</p>
指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価		B
<p>(説明)</p> <p>○管理運営業務は、協定に沿って適正に実施された。</p> <p>○施設の管理瑕疵による事故等は起こっておらず、施設を安全な状態に維持することができた。</p> <p>○入場者数は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響による島原半島内のツアー客の減少等から目標値を下回ったため、指定管理者や島原半島観光連盟等とも連携し、広報誌等による情報発信の強化を図る。</p>		

6. 令和4年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容
<p>島原半島観光連盟等と連携を図り、コロナ禍により減少した観光客数の回復に向け旅行会社等を訪問するなど誘致活動を積極的に展開する。</p> <p>また、施設整備から20年以上が経過し、特に屋外(展示場外)8棟の被災家屋においては、屋根の崩落や柱の歪みが発生し、整備当初と比較して著しく劣化が進んでいる状況であり、令和元年度の外部専門家の目視調査を経て、大掛かりな維持・補修工事が必要になってきているものと認識したところである。</p> <p>そこで、令和2年度中に、南島原市(指定管理者)をはじめ、地元自治会代表者や関係団体等で構成する「土石流被災家屋保存公園の補修等整備のあり方検討委員会」を開催したところであり、そこでとりまとめられた補修等整備にかかる方針に基づいて、令和3年度は屋内施設の適正な維持補修計画に向けた調査等の実施や、特に危険性の高い屋外2棟について解体工事を実施し、入場者の安全性を確保するとともに、屋内3棟については半永久的に残すことを前提に、特に修繕が必要な2棟について令和4年度に調査、維持補修を行う。</p>

7. 令和4年度事業の評価

視 点		評 価	施設の在り方についての評価	視 点		評 価
指定管理者の行う管理運営等に関する評価	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。	a		必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	■ a. 薄れていない b. 一部薄れている c. 薄れている
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	a			・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。	■ a. 適応している b. 一部適応していない c. 適応していない
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	a			・市町または民間に移管・移譲することが適当（可能）ではないか。	■ a. 適当（可能）でない b. 一部適当（可能）でない c. 適当（可能）である
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	a		効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	■ a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	—			・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	■ a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	a			有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。
(その他の観点)		・事業効果をさらに上げる余地はないか。	■ a. 余地はない b. 一部余地がある c. 余地がある			
			(その他の観点)			

※評価区分（a：行われている、b：一部行われていない、c：行われていない）

8. 令和5年度事業の実施に向けた方向性

区 分	現状維持	■ 改善	移管	廃止
(説明：令和5年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容)				
<p>○雲仙普賢岳の噴火災害から31年がたち、噴火を知らない世代も多く噴火災害の記憶も薄れてきている。そのような中、土石流被災家屋保存公園は災害の脅威を身近に感じることができる貴重な災害遺構である。多くの方に保存公園を訪れていただくことで、災害の脅威と教訓を広く後世に伝えとともに、防災の重要性を県内外に伝え、県民の防災意識の向上に努めたい。</p> <p>○具体的には雲仙岳災害記念館等の関係団体と連携し、災害の脅威や復興の歩みを学ぶフィールドワークの行程に保存公園を組み込むことで県内外の修学旅行生を中心に災害の教訓を伝えていきたい。</p>				